

## Q4 設置の許可は必要ですか？

認知症カフェを設置すること自体には、許可は必要ありません。

ただし、茶菓や食事を提供する場合、営利目的ではなくても、食品衛生法に基づき飲食店営業などの営業許可が必要になる場合があります。

認知症カフェにおける食品の取扱いに当たっては、平成27年6月22日付けの地域包括ケア課長通知を参照し、注意をしてください。

また、営業許可や衛生管理について御心配な点がありましたら、管轄の保健所に御相談ください。

## Q5 注意点はありますか？

提供する茶菓の衛生管理のほか、認知症の人や家族の個人情報やプライバシーの保護に十分注意しましょう。

また、誰もが気軽に参加できる特性を悪用し、悪質商法の勧誘などが行われないう注意することも大切です。

## Q6 行政の支援はありますか？

認知症カフェの設置や運営への助成などを行っている市町村もあります。また、専門職や認知症サポーターの紹介といった協力をしてもらえる場合もありますので、所在する市町村にお問い合わせください。

埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当

◎電話 048-830-3251 ◎FAX 048-830-4781

◎メール [a3250-05@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3250-05@pref.saitama.lg.jp)

◎埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp//a0609/ninchisyosesaku/cafe.html>

# 認知症カフェ

## Q & A

～気軽に過ごせる場所のつくりかた～

地域で認知症の人やその家族が気軽に過ごす場所として、認知症カフェ※が増えています。

「認知症カフェって聞いたことはあるけど、どんなところ？」「認知症カフェをやりたいけど、どういう風に準備すればいいの？」といった疑問にお答えするとともに、認知症カフェについて理解を深めていただくために、このリーフレットを作成しました。

認知症の人と家族を支える地域づくりには、認知症カフェの存在は大きいです。

ぜひ、認知症カフェについて知っていただき、また地域で行われているカフェに参加してみてください。

※ 認知症カフェの名称は「オレンジカフェ」、「ふれあいカフェ」など、誰もが参加しやすい、親しみやすい名称で開催しているところもあります。



平成30年3月  
埼玉県地域包括ケア課



## Q1

### 認知症カフェとは何ですか？

認知症カフェは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、**誰もが気軽に参加できる「つどいの場」**であり、認知症の人やその家族が相談でき、**安心して過ごせる「地域の居場所」**です。

活動の内容は様々ですが、一般には、認知症の人やその家族同士が情報交換したり、医療や介護の専門職に相談をしたり、地域の人と交流したりします。体操、手工芸や園芸療法などが行われているところもあります。

## Q2

### どのように運営されていますか？

認知症カフェは、市町村や地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関や介護事業所、NPO法人、当事者団体、さらには喫茶店など、様々な主体により開催され、取組が広がってきています。埼玉県の調査では、平成29年3月末現在で県内に287か所が設置されています。

認知症カフェを運営するためには、活動場所、運営資金、支援スタッフが必要です。

活動場所としては、地域包括支援センター、介護事業所や医療機関の一室、公民館や集会所、民家や店舗などが活用されています。

運営資金としては、利用者負担（飲食物の実費など）、法人などの自己資金、行政や財団からの助成金などが充てられているようです。

支援人材としては、医療や介護の専門職だけでなく、認知症サポーター、ボランティア、民生委員なども参加しています。このほか、開催頻度は、週1回、月2回、月1回などとなっています。

## Q3

### 認知症カフェの特徴は何ですか？

認知症カフェは、**認知症の人やその家族、支援者や地域の人**が、**誰でも気軽に参加でき、専門職に相談ができる**ことが、従来のサロン等との違いです。

- \* できるだけ参加条件や複雑な利用手続を設けずに、気軽に参加できる環境を作ることが望ましいです。
- \* 認知症カフェは、認知症の人やその家族が、社会とのつながりを持ち、自分たちの思いを語り合える場です。地域の人への認知症への理解を深め、支援の輪を広げていくきっかけになります。

### 認知症カフェ 10の特徴

1. 認知症の人とその家族が安心して過ごせる場
2. 認知症の人とその家族がいつでも気軽に相談できる場
3. 認知症の人とその家族が自分たちの思いを吐き出せる場
4. 本人と家族の暮らしのリズム、関係性を崩さずに利用できる場
5. 認知症の人とその家族の思いや希望が社会に発信される場
6. 一般住民が認知症の人やその家族と出会う場
7. 一般の地域住民が認知症のことや認知症ケアについて知る場
8. 専門職が本人や家族と平面で出会い、本人家族の別の側面を発見する場
9. 運営スタッフにとって、必要とされることや、やりがいを感じる場
10. 地域住民にとって「自分が認知症になった時」に安心して利用できる場を知り、相互扶助の輪を形成できる場

出典：認知症カフェのあり方と運営に関する調査研究事業報告書  
(公益社団法人 認知症の人と家族の会)